

令和6年度(2024年度) 越谷市 介護保険施設等の整備方針

1 基本的な考え方

- (1) 令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とする「第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第9期計画」という。)における各種施設の整備については、各日常生活圏域における地域密着型サービスの整備状況を勘案しつつ整備を進めるとともに、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と特定施設入居者生活介護の広域型施設の整備も併せて進める。
- (2) 同一法人が同じサービスを複数申請することは認められない。
- (3) 新たに社会福祉法人(以下「法人」という。)を設立する場合には、法人認可事務と調整を図りながら整備を進める。
- (4) 応募書類の提出以降および選定後、事業者の都合による応募書類の変更は、原則、認められない。
- (5) 法人の責めに帰さない、やむを得ない事情を除き、第9期計画期間中(令和8年度末)に整備が完了できる整備計画であること。
- (6) 整備にあたっては、自然災害、感染症、介護人材不足や物価高騰への対策を考慮して、整備計画を策定すること。
- (7) 同一サービスのない又は少ない日常生活圏域に整備する計画を高く評価する。
- (8) 整備計画年度(令和7年度から令和8年度)中、他自治体においても複数の介護保険施設等を整備すること(予定も含む)は、法人の自己資金による整備を除き、借入金が過大となる恐れがあり、法人の安定経営が危惧されることから、応募した計画を低く評価する場合がある。

2 令和6年度に募集するサービス

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

- (1) 第9期計画期間における令和6年度公募分については、市内全域で1施設(100床)の整備とする。
- (2) 施設は、国がユニット型施設の整備を推進していることを鑑みユニット型施設の整備を基本とする。ただし、従来型施設についても利用者の動向など地域における状況から、拒むものではない。なお、ユニット型施設と従来型施設の併設施設の整備計画については、法人側より併設施設とする理由等を明確に示した場合に認めるものとする。ただし、この場合、設備基準、人員基準など、各法令等で定める基準をそれぞれ遵守することになる点、留意すること。
- (3) 募集に係る詳細については、別途定める「令和6年度(2024年度)越谷市特別養護老人ホーム事業者公募要項」を参照とすること。
- (4) 特別養護老人ホームに関する補助については、別に定める「越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助をする。

【(介護予防)特定施設入居者生活介護】

- (1) 第9期計画期間においては、市内全域で概ね100床の整備を進める。
- (2) 対象施設は、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする。
- (3) 特定施設入居者生活介護に係る市単独の補助はない。
- (4) 募集に係る詳細については、別途定める「令和6年度(2024年度)越谷市特定施設入居者生活介護事業者公募要項」を参照とすること。

【地域密着型サービス】

- (1) サービスごとの募集は次のとおりとする。
 - ① 認知症対応型共同生活介護
 - ・第9期計画期間においては、2施設(36床)の整備を進める。
 - ② 小規模多機能型居宅介護
 - ・第9期計画期間においては、1施設の整備を進める。
 - ・サテライト型ではなく、通常型の整備を進める。
 - ③ 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・第9期計画期間においては、1施設の整備を進める。
 - ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・第9期計画期間においては、1施設の整備を進める。
- (2) 上記のサービスについては、サービスを複数組み合わせさせた事業所の申請を優先するが、単体での応募を妨げるものではない。
- (3) 募集に係る詳細については、別途定める「令和6年度(2024年度)越谷市地域密着型サービス事業者公募要項」を参照とすること。
- (4) 認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護については、第9期計画期間中、随時申請を受け付ける。
- (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護については、第9期計画期間中、募集しない。
- (6) 施設整備に関する補助については、埼玉県で規定する「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」の活用により行うものとし、予算の範囲内で補助をする。

3 その他

第9期計画期間に予定をしている、特別養護老人ホーム(改修・増床)(2施設)および、開設から10年以上経過した介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)1又は2施設の大規模な修繕については、選定方法を含めた詳細を、令和7年度中に対象施設へ周知する予定である。